

空家修繕仕様書

(1) 工事内容

既設の県営住宅、公社賃貸住宅に係る1件あたり60万円未満(消費税を含む。)の空家修繕

但し、下記の修繕については、100万円未満(消費税を含む。)までとする。

※リノベーション工事については、空家修繕に含みません。

記

- ① 県営・公社賃貸住宅(建替空家修繕)
- ② 県営・公社賃貸住宅(不正退去空家修繕)

※別紙①「退去検査及び空家修繕発注フロー」による。

(2) 業務内容について(各業種共通)

- ・ 入居者負担以外の空家修繕調査(見積書作成等含む)
- ・ 各業種における空家修繕工事及びそれに付随する他業種の工事
※修繕基準については、別紙②「県営・公社賃貸住宅の空家修繕について」による。

(3) 提出書類

- ・ 空家修繕調査書及び見積書(令和3年度小規模修繕工事参考単価表(令和3年1月2月1日単価適用)による)
- ・ 写真(着前、工程、完了)及び必要書類(諸経費に含む)
※別紙③「写真撮影基準」等による。

(4) その他

- ・ 建築業者は、退去修繕業者と共に退去検査に立会い、入居者負担分の確認及び指導を行うこと。
- ・ 建築業者は、水道・電気等の使用手続き及び費用の負担を行うこと。
※水道・電気等の使用手続き期間は、全業種の工事期間とする。
- ・ 建築業者は、鍵の管理及び鍵の取替え前の最終確認を行うこと。
- ・ 建築業者は、他の業者と調整を行い、施工範囲及び工程の管理等を行うこと。
- ・ 建築業者は、工事着手前に近隣の入居者へ工事の連絡をすること
- ・ 各業者は、他の業者と協力し合い、修繕を適切に実施すること。